災害等対応・休園判断基準について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

休園判断基準について

災害発生時等の臨時休園等について・・・

原則

札幌市が判断

例外

通信手段が遮断されたり、危険が目前に迫り、札幌市への確認を行う時間的余裕がないなどの場合には、**施設長の判断により**臨時休園等を行うことができる。

令和３年度に市が基準を整備。
資料13-1のとおり施設あてに通知

☞具体的にどのような場合が例外に該当するのか。

休園判断基準について

①施設所在地に避難情報等が発令されたとき

▶**市の警戒レベル３以上**(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)
▶**気象庁の特別警報**

開園時間内→**閉園**（保護者へお迎えを依頼）
開園時間外→**休園**

②市内で震度５弱以上の地震が発生したとき

▶**保育提供の体制が整えられないと判断した場合**

開園時間内→**閉園**（保護者へお迎えを依頼）
開園時間外→**休園**

※資料１３－２参照

このような事態が発生した場合に休園等となる可能性について、**事前に保護者へ周知しておくこと**。

休園判断基準について

休園・閉園後の対応について・・・

①園児の安全を確保し、連絡が可能となったら

▶ **速やかに札幌市子ども未来局へ休園等について報告すること。**

②避難情報等の解除や、施設の被害状況、周辺状況及び職員の参集状況などに基づき保育提供が可能と判断したら

▶ **速やかに開園するとともに、保護者へ情報提供すること。**

※資料１３－２参照

災害等対応について

災害が発生した際は・・・

災害時情報共有システム

にて被災状況をご報告いただきます。

【災害時情報共有システムとは】

児童福祉施設等が被害にあった際、その状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的として、令和３年度から運用されている国が開発したシステム。

※システム運用イメージ

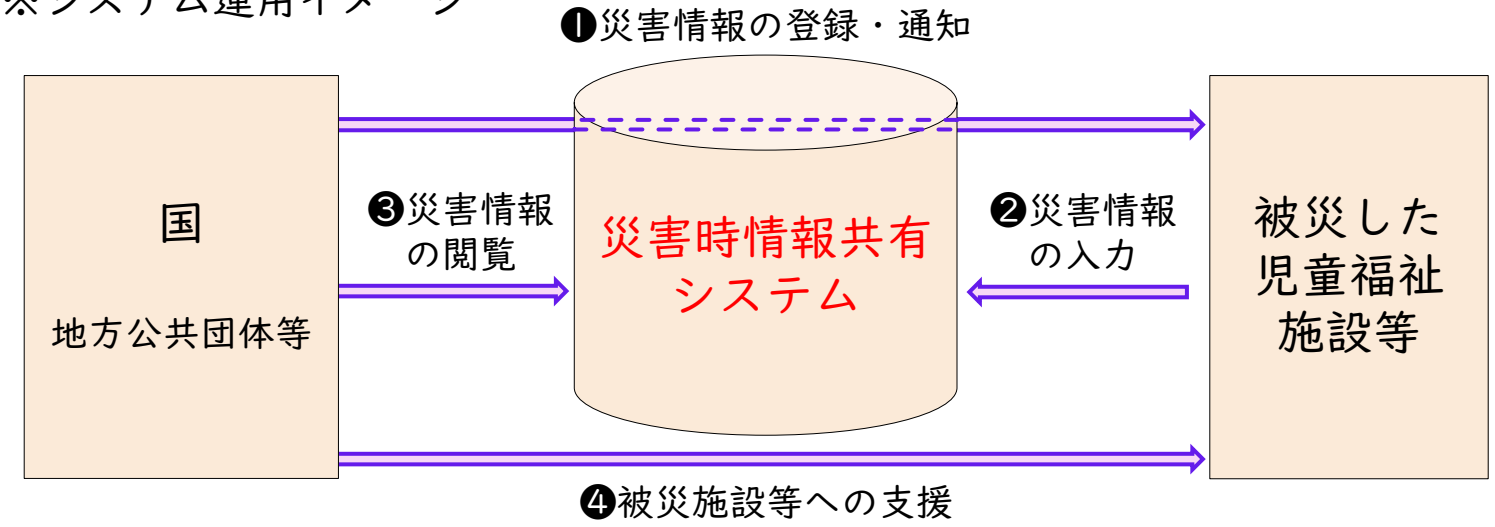

災害等対応について

災害時情報共有システムには、事前に必要な施設情報を登録・更新しておかなければ、訓練時や実際の災害時に必要な情報を受け取れません。

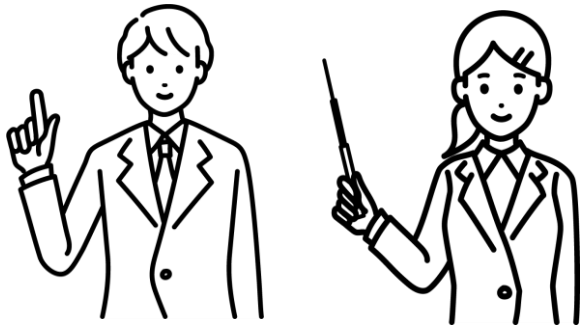

【災害時情報共有システムに登録する情報】

- **携帯電話番号**
- **メールアドレス**

※施設所在地などの基本的な情報は市が登録を行います。

☞登録情報に変更が生じましたら、速やかに施設運営課へご連絡ください。

※１年ごとに更新の必要性について確認を行います。